

## 案件概要書

平成 24 年 4 月 27 日

## 国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第四課

## 1. 案件名（国名・サブスキーム）

国名：ミャンマー連邦共和国

案件名：ヤンゴン港ティラワ地区港湾拡張事業（The Project for Development of Yangon Port (Thilawa Area)）

## 2. 事業の背景と必要性

## (1) 当該国における港湾セクターの開発実績（現状）と課題

現在、ミャンマーにおける主要な貨物港はヤンゴン港のみであり、そのコンテナ取扱量は 2011 年実績で約 35 万 TEU と、近隣諸国と比べ低水準に留まっている。しかしながら、2011 年 3 月の民政移管に伴い経済成長が加速しつつあり、今後取扱量が急速に増大すると見込まれている。現在のヤンゴン港のコンテナ取扱容量は 120 万 TEU 程度であるが、今後当国では、ヤンゴン都市圏を中心として急速な工業化が進むことによって、早晚取扱容量を超えるコンテナ貨物需要が生じることが予測され、港湾の拡張は急務である。既存のヤンゴン港は、ヤンゴン川の上流に位置しており、満潮を待って入港する必要があるため利便性が低く、またヤンゴン市の中心地に位置していることもあり、港湾施設の大幅な拡張は困難となっている。ティラワ地区港湾は、ヤンゴン港よりも下流に位置しており、水深が深く、後背地に SEZ の開発が予定されている、等の利点があり、将来の貨物需要増大に対応する上で、同港湾拡張の重要性は高い。

## (2) 当該国における港湾セクターの開発政策と本事業の位置づけ

ミャンマー政府はダウェイ、チャオピューなど、後背地の SEZ 開発と併せた港湾開発を進めており、ティラワ地区も同様に、港湾開発と後背地における 2,400ha の大規模な SEZ 開発が予定されている。上述のとおり既存の港湾施設だけでは将来の貨物需要を充たすことが困難であり、ティラワ地区港湾は、当国の将来需要に対応するとともに、ティラワ SEZ の輸送効率を向上する重要なインフラと位置づけられている。ヤンゴン港ティラワ地区港湾拡張事業（以下、「本事業」という。）は、当国の将来の貨物需要に対応するとともに、ティラワ SEZ の利便性向上により日本企業を始めとした外国企業誘致を促進し、工業化を通じたミャンマーの経済発展に寄与するものである。

## (3) 港湾セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

4 月 21 日に制定された対ミャンマー経済協力方針においては、「持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援」を支援するとの方針が示されている。本事業は、ティラワ地区における港湾ターミナルの拡張・増設により、物流の効率化を通じて持続的経済成長に寄与するものであり、同方針と合致している。

## (4) 他の援助機関の対応：

これまで、ミャンマー港湾局に対する他ドナーの支援実績はない。ただし、政府レベルでは中国、民間レベルではタイ、マレーシア等の企業からの投資計画がある模様。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業の目的

本事業は、ティラワ地区における港湾ターミナルの拡張・増設により、物流の結節点としての効率的な物流オペレーションの実現及びティラワ SEZ への企業進出インセンティブの増加を図り、もって当国全体の経済発展に寄与するものである。

#### (2) プロジェクトサイト/対象地域名：ヤンゴン管区ティラワ地区

#### (3) 事業概要

##### 1) 本体事業

港湾 2～6 バース、航行安全システム 1 式、浚渫船、タグボート

##### 2) コンサルティングサービス

① ヤンゴン港ティラワ地区開発に係るコンサルティングサービス（地質調査、詳細設計及び入札補助）

② 本体工事の実施手続きに係る能力向上支援

#### (4) 事業実施体制

借入人：協力準備調査を踏まえ、先方政府と協議の上決定する

事業実施機関：ミャンマー港湾局

#### (5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

##### 1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：B（ただし、浚渫前に底泥の有害物質有無につき要確認。有害物質の内容と量によってはAに変更する。）

② カテゴリ一分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる港湾セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。

2) 貧困削減促進等：特に無し。

3) 社会開発促進：特に無し。

#### (6) 他スキーム、ドナー等との連携：特に無し。

#### (7) その他特記事項：特に無し。

### 4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果：過去の類似案件では、高い需要の伸びが見込まれる港湾設備を建設する場合は、運輸省等の適切なコーディネーションの下、ターミナルと接続する内陸輸送網の整備も並行して行うことでインパクトを最大限にすることができるとの評価結果を得ている。

(2) 本事業への教訓：本事業では、今後実施予定のヤンゴン都市交通に係る調査等を通して、ヤンゴン市の内陸輸送の交通事情についても情報収集する予定。

以上

[別添資料] 地図

ヤンゴン港ティラワ地区港湾拡張事業地図

